

子ども手当

申請と現況届の提出について

子ども手当の支給を受けることができるのは、左の表1の要件を満たす人です。

今回は、子ども手当の支給を受けるために必要な申請などについて紹介します。

問い合わせ先 困保年金課 ☎ 30-6136番、FAX 21-2220番

表1 子ども手当支給の要件

彦根市で子ども手当の支給を受けるには、次の条件にすべて当てはまる必要があります。

- 彦根市に養育者の住所がある
- 中学校を修了するまで（15歳になった後の最初の3月末まで）の子どもを養育している人



4月分からの子ども手当の支給を受けるために申請が必要と思われる世帯には、案内を郵送しました

子ども手当の支給要件を満たす人は、早めに申請してください。単身赴任などで子どもが彦根市に居住していない場合は、案内を送付していません。案内が届いていない人は、お問い合わせください。

出生や転入した人は、急いで申請をしてください

子ども手当は、申請した日の翌月から支給されます。出生や転入などで、新たに彦根市から子ども手当の6月分（10月支払分）以降の支給を受けるためには、5月中に申請する必要があります。該当する人は、急いで申請してください。



彦根市国民健康保険に加入している皆さんへ 受診で安心 特定健診・特定保健指導



私たちの健康をおびやかす心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病は、自覚症状が無く進行することが多い病気です。異常に気づくためには、毎年の健康診査が欠かせません。

特定健康診査

生活習慣病を予防するために実施された特定健康診査。(以下 特定健診)
今年度も6月から始まりです。健康づくりのスタートとして、特定健診をぜひ受診してください。

40～74歳の彦根市国民健康保険（以下 国保）の加入者には、5月末に受診券といっしょに、詳しい案内を送付します。日程など詳しくは、その案内をご覧ください。

受診券が届かない場合や、5月1日以降に手続きをした40～74歳の国保の加入者は、困保年金課までご連絡ください。

人間ドッグの受診

特定健診のかわりに、人間ドッグを受ける国保の加入者

生活習慣病を見つけるチャンスです

75歳以上の人の健康診査
75歳以上の人に、健康診査が実施されます。これは、滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、彦根市が実施するものです。
対象者には、国保の加入者と同じように、5月末に受診券を送付します。(すでに生活習慣病などで、医療機関で受診している人は除きます)
受診を希望する人で、受診券が届かない場合は、困保年金課までご連絡ください。
問い合わせ先 困保年金課 ☎ 30-6112番、FAX 21-2220番

いちばん身近な相談相手 人権擁護委員 をご存じですか

市内の人権擁護委員の皆さん (5月15日現在、敬称略)

氏名	住所	電話番号
若杉 一夫	平田町 845-1	23-3645
松田 貞夫	大藪町 2014	23-4427
堤 博子	船町 5-20	23-7232
廣野 政三	芹橋二丁目 9-9	23-0285
河分 武士	堀町 311-1	28-1808
馬場 世紀	高宮町 1888	22-1963
深井 恵純	田附町 838	43-3657
小山 壽子	鳥居本町 1332-20	22-5072
桂 晃照	西今町 609	22-4023
寺崎 政子	野田山町 580-41	23-1981
平塚 文子	日夏町 2058	28-1475
善利 孝子	芹町 12-21	22-3863

相談は無料で、
秘密は守られます。
お気軽にご相談ください。



6月1日は、人権擁護委員法が施行された日で、「人権擁護委員の日」とされています。

人権擁護委員は、市町村長の推薦により、法務大臣から委嘱を受けた人です。市内では、左の表の皆さんが人権の大切さについて、理解を深めていただくための活動に務めています。

家庭内や隣近所での問題なども含め、人権問題についてのあらゆる相談を受け付ける、皆さんの一番身近な相談相手です。

問い合わせ先 困保年金課 ☎ 30-6115、FAX 22-1398

人権相談

人権に関する相談は、人権擁護委員の自宅のほかに、次の場所でも行っていただけます。ご利用ください。

▼ 定期の人権相談

★ 毎月第1水曜日

場所 アル・プラザ彦根3階

★ 毎月第3水曜日

場所 市役所1階市民相談室

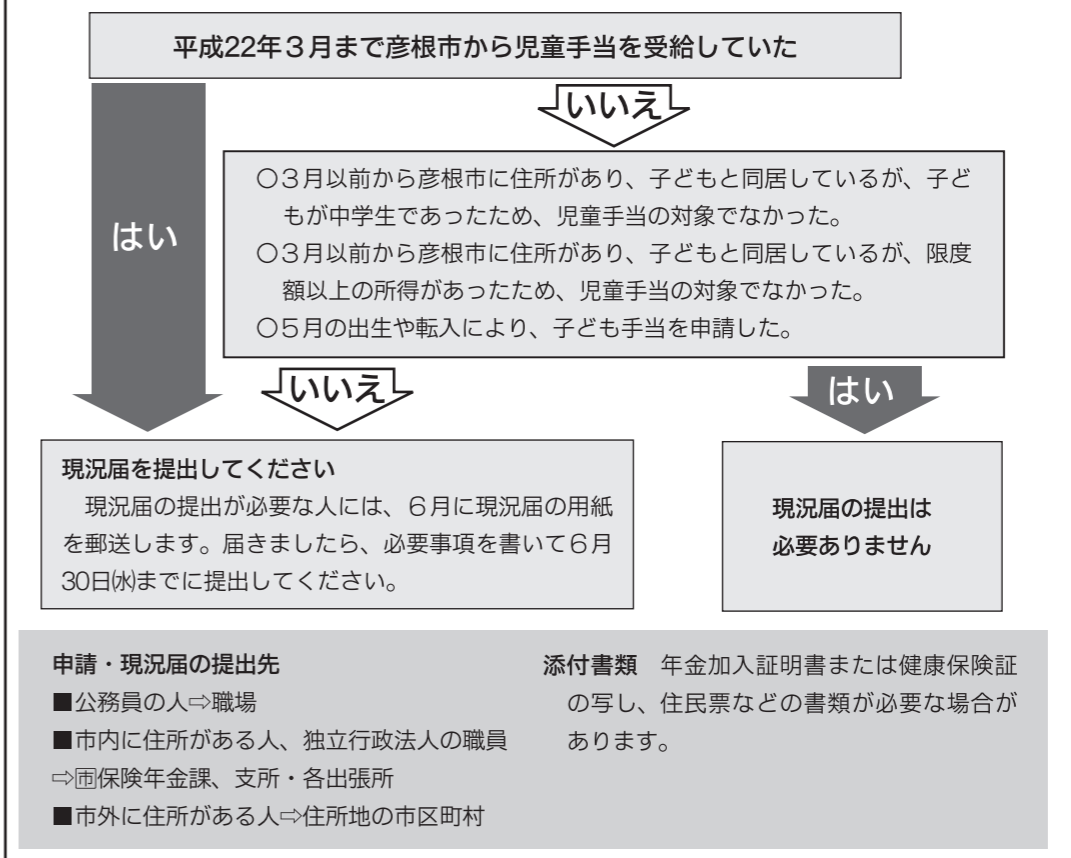
(※11月の第3水曜日は、稲枝支所)

▼ 大津地方支局彦根支局

場所 西今町58-3 (彦根地方合同庁舎内) JR南彦根駅西口から徒歩3分

☎ 22-0242番

図1 子ども手当現況届提出の有無について



4月分の手続きをした人も、6月以降の子ども手当の支給を受けるためには、現況届の提出が必要ですよ

現況届を提出されないと、子ども手当が支給されません。左の図1で現況届の提出の有無を確認して、該当する人は6月30日(休)までに提出してください。